

○ 招 集 告 示

吉川松伏消防組合告示第8号

平成26年第2回（7月）吉川松伏消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年6月26日

吉川松伏消防組合管理者 戸 張 胤 茂

記

- 1 期 日 平成26年7月10日（木）
- 2 場 所 吉川松伏消防組合消防本部3階議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

1番	高	橋	昭	男	議員	2番	加	藤	克	明	議員	
3番	中	村	喜	一	議員	4番	小	林	昭	子	議員	
5番	五	十	嵐	惠	千	子	6番	伊	藤	正	勝	議員
7番	鈴	木		勉	議員	8番	川	上		力	議員	
9番	堀	越	利	雄	議員							

不応招議員（なし）

平成26年第2回（7月）吉川松伏消防組合議会定例会

議事日程（第1号）

平成26年7月10日（木曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 選挙第2号 議長の選挙
- 日程第 2 指定第2号 議席の指定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 諸般の報告
- 日程第 6 行政報告
- 日程第 7 一般質問
- 日程第 8 第10号議案 吉川松伏消防組合において制定すべき条例のうち吉川市条例を準用する
条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 第11号議案 吉川松伏消防組合火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第10 第12号議案 財産の取得について
- 日程第11 第13号議案 公平委員会委員の選任について

午前9時30分開会

出席議員（9名）

1番	高橋昭男	議員	2番	加藤克明	議員
3番	中村喜一	議員	4番	小林昭子	議員
5番	五十嵐惠千子	議員	6番	伊藤正勝	議員
7番	鈴木勉	議員	8番	川上力	議員
9番	堀越利雄	議員			

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	戸張胤茂
副管理者	会田重雄
消防長	酒井誠
次長兼総務課長	地引二郎
予防課長	戸井田勉
警防課長	伊藤嘉則
吉川消防署長	鈴木克巳
松伏消防署長	鈴木哲夫

本会議に出席した事務局職員

書記長	小池稔
書記次長	植竹敬一郎

○中村喜一副議長 消防組合副議長の職を務めさせていただいております中村喜一でございます。議員の皆様方には、大変お忙しい中、ご参集をいただきましてありがとうございます。

議長が決定されるまでの間、地方自治法第106条第1項の規定により議長の職務を務めさせていただきます。



◎議員の紹介

○中村喜一副議長 本議会前に、松伏町選出議員の辞職に伴いまして、平成26年4月21日に行われました松伏町議会臨時会におきまして、当消防組合議会議員にご当選になりました議員をご紹介申し上げます。

高橋昭男議員でございます。

堀越利雄議員でございます。

それでは、選出されました議員の皆様より自席にてご挨拶を賜りたいと存じます。

最初に、高橋昭男議員、よろしくお願いいたします。

○高橋昭男議員 皆さん、おはようございます。消防議会議員になりました高橋昭男でございます。初めての議会でございますので、よろしくお願いいたします。

○中村喜一副議長 次に、堀越利雄議員。

○堀越利雄議員 改めまして、堀越でございます。よろしくお願いいたします。

以前、消防議会でお世話になりましたけれども、久方ぶりにお世話になることになりました。よろしくお願いいたします。



◎開会の宣告

(午前 9時30分)

○中村喜一副議長 それでは、ただいまの出席議員は全員でありますので、平成26年第2回吉川松伏消防組合議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○中村喜一副議長 これより直ちに本日の会議を開きます。

◇

◎仮議席の指定

- 中村喜一副議長 議事の進行上、松伏町から新たに選出されました議員の仮議席を指定いたします。
仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

◇

◎議事日程の報告

- 中村喜一副議長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◇

◎議長の選挙

- 中村喜一副議長 日程第1、選挙第2号 議長の選出についてを議題といたします。
これより議長の選挙を行います。
選挙の方法は、指名推選、投票、いずれの方法にいたしましょうか、お諮りいたします。
〔「指名推選」と言う人あり〕
- 中村喜一副議長 指名推選というお声がありました。そのように決定してよろしいでしょうか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 中村喜一副議長 異議なしということです。それでは、選挙の方法は指名推選によることに決定いたします。これにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 中村喜一副議長 ご異議なしと認めます。
よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。
お諮りいたします。指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 中村喜一副議長 ご異議なしと認めます。
よって、副議長において指名することに決しました。
指名いたします。
議長に堀越利雄議員を指名いたします。
お諮りいたします。ただいま指名をいたしました堀越利雄議員を議長当選人と定めることにご異

議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中村喜一副議長 ご異議なしと認めます。

よって、会議規則第31条第2項の規定により、堀越利雄議員が吉川松伏消防組合議会議長に当選されましたことを告知いたします。

それでは、議長に就任されました堀越利雄議員より自席にてご挨拶を賜りたいと存じます。

○堀越利雄議員 ただいま議長に推挙されました堀越利雄です。

吉川松伏消防議会と、安全と安心を推進する吉川松伏消防組合のため尽力したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○中村喜一副議長 ありがとうございます。

それでは、議事進行を交代いたしますので、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時34分

再開 午前 9時40分

〔副議長、議長と交代〕

○堀越利雄議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎議席の指定

○堀越利雄議長 日程第2、指定第2号 議席の指定についてを議題といたします。

議席は、会議規則第3条の規定により、議長が定めることになっておりますので、議席を指定いたします。

新議員の議席番号と氏名を事務局に朗読いたさせます。

○小池 稔書記長 議長の命により朗読いたします。

1番、高橋昭男議員、9番、堀越利雄議員。

以上でございます。

○堀越利雄議長 ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○堀越利雄議長 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長から指名いたします。

1番 高橋昭男 議員

8番 川上力 議員

以上の2名を今会期中の会議録署名議員に指名いたします。



◎会期の決定

○堀越利雄議長 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○堀越利雄議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。



◎諸般の報告

○堀越利雄議長 日程第5、諸般の報告を行います。

初めに、監査委員より平成25年12月から平成26年3月までの例月出納検査の結果について報告がありました。お手元にその写しを配付させていただきましたので、ご了承願います。

次に、今期定例会に管理者より提出された議案の件名につきましては、お手元に議案目録の写しを配付してありますので、朗読を省略いたします。

次に、今期定例会に出席の説明員及び説明委任者の氏名につきましては、お手元に配付させていただきましたので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○堀越利雄議長 日程第6、行政報告を行います。

戸張胤茂管理者。

○**戸張胤茂管理者** おはようございます。議員の皆様方には、大変お忙しい中、平成26年第2回吉川松伏消防組合議会定例会に際しましてご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

早速でございますが、消防救急デジタル無線の運用開始についてご報告をさせていただきます。平成26年7月1日をもって切りかえをし、運用開始したものでございます。デジタル無線に切りかえたことで、通信の秘匿性が向上し、傷病者などの個人情報により一層保護されることとなりました。また、主な機能といたしまして、他の無線機から送信された電波を基地局で中継して他の無線機に送信するシステムとなっており、そのため、今まで以上に交信範囲が広がり、情報伝達が改善されたものでございます。

なお、アナログ無線につきましては、他の消防本部が現在も運用していることから、消防相互応援協定に基づく災害応援出動した際の通信手段として、アナログ無線の使用期限である平成28年5月31日までデジタル無線と併用運用をするものでございます。

以上で行政報告を終わります。



◎一般質問

○**堀越利雄議長** 日程第7、一般質問を行います。

通告に従いまして、6番、伊藤正勝議員の質問を許可します。

伊藤正勝議員。

○**6番 伊藤正勝議員** 市民改革クラブの伊藤でございます。吉川松伏消防議会一般質問の最初に、救急隊員への暴行事件について質問をさせていただきます。

台風8号が迫っておりまして、この関東圏にも暴風雨の警戒が必要であると、そういう事態の中で、大変、消防を初め吉川市、松伏町の関係の皆さん、緊張して準備をされているところだと思います。ご苦労さまであります。よろしくお願いをしたいということをもまず申し上げておきます。

そういうさなかに、こういう救急隊員への暴行事件について質問をせざるを得ないというのは大変残念なことでございます。1年半前の出来事でございますけれども、前代未聞のことでありまして、東京消防庁あるいは総務省消防庁、埼玉県の防災企画課などにも問い合わせして意見交換もしてみましたけれども、このような悪質な暴行事件というのはめったにないという話でございました。

そして、それがどういうわけか、この1年半、隠されたまま表に出てこない。実態的には、警察に組織として告訴をし、そして警察が具体的に取り調べに入ると、その事実までは明らかでありますけれども、その後、上からあるいは天の声というような形で消えてしまった、消えざるを得なかった。

救急救命士制度ができて、救急体制というものは大変充実をしています。それだけに、市民社会、地域社会にとって安心安全の最先端の業務だというふうに思います。命をかけて命を救っている、一刻の猶予もならない、そういう高い使命感と高度の技術も持って日夜取り組んでいる。

先ごろいただいた26年度の「消防年報」によりますと、吉川、松伏では3,715件ですか、1日10件以上の救急の出動があります。火災が50件から、この3年の平均で言えば70件ぐらいですので、火災に比べても救急はいかに消防業務の中で市民生活と日常的に密接に結びついているか、そのことがよくわかると思います。

事件は、24年の12月30日の深夜に発生したということであります。いろんな取材、調査を重ねて、守秘義務があるとか大変乱暴な取材だというようなご批判も一部受けましたけれども、後日、情報公開条例に基づいて、この救急支援活動についての写しも提供いただきました。実は、7項目提供を求めたのですけれども、当日の救急支援活動についての活動記録表と支援報告書の写しが提供されました。それ以外はないというお話でした。

改めてこの救急支援報告書を見ても、救急出動して、傷病者が2階の階段踊り場にあおむけになって倒れていた、足が上り階段にかかっている状態、傷病者の左側でバイスタンダー、つまりそばにいる人が人工呼吸らしきものをしていました。救急隊長、救急隊員が現場に着いて、合わせて6人が2台で着いたわけでありましてけれども、心肺蘇生法の、私どもが専門家としてやりますと、交代と場所をあけてほしい旨を要請したけれども、酩酊並びに興奮状態で、その場から離れようとしなかった。何度も繰り返し場所をあけるように依頼したところ、「来るのが遅い」と連呼して、救命士の腹部を殴打した。警察官に直ちに指令課を通じて出動を要請した。さらに乱暴を働きかけようとするので、背後から脇下に腕を通して、さらなる暴行を防ぐための抑制を実施した。大部分をカットしますけれども、警察官が来た後も、搬送が必要な急病人を救急車の中に運び入れた後も、救急車の左フロントドアやスライドドア付近をたたいて、警察官に抑制をお願いするという事態であったと。

もう一つの報告は、こういう、大半は黒く塗りつぶされておりますけれども、倒れていた人の付き添いで友人とされている人に救急隊員が頭部を殴られた、暴れて活動の障害になったと、そういう当日のクールな活動が報告をされています。救護活動記録表、活動の事項をありのまま、正確に客観的に記録することが業務として義務づけられているものであります。これがあってよかった、事実がある程度明確になってきています。

しかし、具体的にまだまだわからないことが幾つもございます。改めて質問をし、今後の救命活動に消防、救命の皆さんが安心して向き合うことができると同時に、この市民社会の安全装置たる救急活動にどういう思いで市民、町民が対応すべきなのか、そういうことも考える機会にしたいと、そんな思いでございます。

質問に具体的に移りたいと思います。この活動報告以外に、当然、関係者、上司として、その当

日の状態あるいは暴行の内容、活動への支障、そしてその後の告訴に至る状況や経過、この問題はさらに告訴取り下げと、天の声で告訴取り下げに至るわけでありませうけれども、どういうことだったのか。天の声と言え、実質上は管理者以外はないのだろうと推測をしておりますが、どういう判断あるいはどういうご関係なのかということもあわせて伺っていきたいということでもあります。

行動内容、救急処置や救急資材、二次災害の防止、協力者や応援、車内の収容方法、活動障害になった事項、搬送内容、細かく書きましたけれども、ポイントをこの辺は簡単に説明していただければ結構であります。

傷病者の状態はどうであったのか、観察の結果、意識や呼吸や脈拍はどういう状態で、どういう判断だったのかと、車内での状況と対応という一連の作業内容、ここまでの行動内容はごくかいつまんで結構であります。

暴行内容については、幾つか記されておりますけれども、防止の具体的な内容、羽交い締めにして抑制しなければならなかった、そのときまでの状況、その後の状況。そして、現場隊長からあるいは救命の担当者から活動報告や救援、支援報告書が当然出されて、こういう異常な事態でありますから、上司に届くのは当たり前だと思いますけれども、当日の当直責任者、そして消防長や管理者にはいつの時点でどういうふうに伝わったのか伺っておきます。

被害者、2週間程度の暴行による傷害を受けたと聞いておりますけれども、診断の内容、そしてその後、勤務状況にも若干影響があったのではないかと思います、その辺についてもご説明をいただきたいということでもあります。

これは許されない事態だということで、消防本部としては吉川警察署に告訴に踏み切ったと。当時の消防の次長、そして現場の隊長、被害者、その3人が出向いたということでもありますけれども、組織としてどういうふうに判断して取り組んだのか。告訴に至るまでの組織内の判断、消防長や管理者も当然最終的な判断の当事者であろうと思いますけれども、そのときの経過をご説明いただきたい。

同時に、吉川警察署へ告訴をしたときに、3人で出向いたわけですから、いろいろ事情聴取が行われたと思います。どんな事情聴取だったのか、それは組織内でどんな報告で扱うということになっているのか、管理者、消防長には届いているのか。当然公文書もあるかと思ったのですが、ないという話でしたが、いかがか、改めて伺っておきます。

ここまではある意味で自然な流れでありますけれども、警察が取り調べに入って、さらに3人、現場で対応した、別の3人に出頭を求めて事情を聞いたというふうに受けとめました。そういうことでよろしいのか、どういう捜査が行われたのか、あるいは加害者への捜査はどんなふうに認識をされていたのか、あわせて伺えればと思います。

何よりも、まず告訴したものを捜査が本格的に始まろうとした段階でいきなり取り下げる、その背景には何があるのか、どんな理由なのか。そして、それはいつなのだと、30日の深夜に発生して、

警察に説明に行ったのは、告訴したのはいつで、取り下げに行ったのはいつなのだと。どういうルートで、誰の指示で、どういう判断でそういうことになったのか、ここが一番知りたいところであり、一番問題であろうと思います。その際に、庁内の協議は行われたのか。被害者である救急救命士あるいは現場で羽交い締めをしたり、抑制作業に臨まざるを得なかった救急士たちや幹部、いろんな関係者がいると思いますけれども、話し合いは行われたのかどうか。闇の中で何か取引みたいなことが進んだようにも思いますけれども、実態をご説明いただきたい。

当然、こういう前代未聞の事態であり、職員全体への説明、今後の糧にしなければならない出来事であります。そういうことが何らかの形でなされたのかどうか、何もしていないと言え、その判断も伺っておきたい。取り下げの手續の詳細、また加害者とは誰が接触をして取り下げということになったのか、そこら辺も説明を受けたいと思います。

当然、取り下げということであれば、納得が相互に要するのだらうと思います。組織としても要るでしょう。関係者の説明、納得を含めて、和解、示談、陳謝、いろんなことがその間あったのかとも思いますけれども、どういう流れであったのか、この出来事はどういうふうに着着をさせようとしたのか、その経過を伺っておきます。

消防が組織として警察の告訴に踏み切った、それがいきなり引き下げられた、取り下げられた。組織としてやったものを取り下げるといふ判断の、この背景に何か不透明な暗いものを感じるのには私だけではないと思います。同時に、そういうことが指示命令できるのは、組織という問題から考えても、管理者以外には考えられない。ということになると、管理者と加害者の関係はどういう関係にあるのか。全く知らない立場なのか、相当深い、余人をもってかえられない、そういう人間関係なのか。取り下げの働きかけは、一回告訴を認めたわけですから、誰からいつ、どうしてそういう判断が出てきたのか。

そして、これは、現場でバイスタンダーの市民にいきなり殴られた、警察に出てきてもらう、告訴もする、しかし、いろんな事情で取り下げた。いろんな意味で参考とし、教訓としなければならないことがいっぱい含まれています。これを隠し立てして、なかったことにする、その神経、判断というのは許されるものではないと思います。現場職員の、これはやる気をそぐ指示であり、命令であって、このような管理をされたのでは、消防や救命はその使命を果たすことができない。こういう隠蔽工作は聞いたことがない、消防庁救命救急企画室の中堅幹部がそんな感想を漏らしていました。管理者が毅然とした対応をすべきテーマであるというのが、話を聞いた関係者の皆さんのお話であります。そういうこともつけ加えて、今の一連の質問について明快に答えていただきたい。

これは、私も大変なリスクといえますか、ある種の恐怖感も持ちながら取材もさせていただきました。また、私の質問が的を外れていたり、事実と相当離れているということであれば、私自身もこの議員の職にとどまるというようなことは許されないのだらうと、それぐらい重い事件だと思っています。そういうつもりで質問をしておりますので、管理者、消防長もしっかりとご答弁をいた

だきたい。よろしくお願いいたします。

○堀越利雄議長 ただいまの6番、伊藤正勝議員の一般質問に対しまして答弁を求めます。

戸張管理者。

○戸張胤茂管理者 伊藤議員の質問にお答えをいたします。

救急隊員への暴行事件と言われている、その概要でございますけれども、平成24年12月30日午前零時24分に119番通報があり、通報内容により早急な救命処置が必要と判断したため、南分署の救急隊員3名編成による救急吉川南1と支援隊となる吉川署の消防隊員3名編成による吉川2を吉川市内の救急要請場所に出動させました。

現場到着後、救急隊員及び消防隊員が、傷病者に心臓マッサージを実施していただいていた男性に、救命処置をするための交代と傷病者が狭隘な場所にいたため、救急活動するための場所をあけてほしい旨を依頼しましたところ、心肺蘇生法の交代はいたしました。その場から離れず、その男性により救急処置をしていた救急隊員が殴打されたことから、吉川警察署に被害の事実を届け出たところでございます。しかしながら、その後、被害者と加害者の間で示談書を取り交わし、既に当事者間で示談が成立しているものと聞いております。

なお、詳細につきましては消防長より説明をいたさせます。

○堀越利雄議長 酒井消防長。

○酒井 誠消防長 お答え申し上げます。

救急隊への暴行事件についてのうち1番目の行動内容についてでございますが、救急隊は、午前零時35分に現場到着いたしまして、救急要請場所建物内の2階踊り場に、傷病者に心臓マッサージを実施していただいていた男性とあおむけで心肺停止状態の傷病者を確認いたしました。

次に、行動内容としてのうち、救急処置、救急資器材の活用、車内収容方法及び車内での状況と対応についてでございますが、救急隊は、心肺蘇生法を交代し、継続実施するとともに、傷病者が狭隘な場所におり、また現場が騒然な状況でありましたことから、救命処置をするための最善な活動場所を確保するため、傷病者を、メッシュ状の担架並びにストレッチャーを使用し、速やかに救急車内へ収容いたしました。救急車内収容後、傷病者が心肺停止状態でありましたことから、電気ショックにより心臓の不整な脈を取り除く除細動器、人工呼吸用資器材などを使用した救命処置を継続するとともに、医師に指示要請し、気道確保用チューブの挿入、病院到着後に治療用薬剤を投与するための針及びチューブを静脈に留置する静脈路確保の処置をいたしました。

次に、搬送内容についてでございますが、傷病者への救命処置及び観察を継続実施するとともに、午前零時43分から病院に収容依頼をいたしましたが、処置困難、ベッド満床、手術中により13件目に収容先病院が確保できましたことから、午前1時27分に現場を出発し、午前1時44分に病院へ搬送いたしました。

次に、2次的災害等防止、応援要請や協力者及び活動上障害となったことについてでございます

が、救急隊の支援隊として応急処置の補助に当たっていた消防隊についてでございますが、傷病者に心臓マッサージを実施していただいていた男性に対し、救急活動するための場所をあけてほしい旨を依頼しましたが、その場から離れず、応急処置をしていた救急隊員の頭部付近を殴打され、救急活動への障害となったため、消防隊員がその男性の背後から脇の下に腕を通した状態で行動を抑制し、2次的災害を防止したところでございます。同時に、他の消防隊員により、現場に警察官を応援要請するよう通信指令室に連絡をいたしました。

続きまして、2番目の暴行内容、活動の支障はについてでございますが、防止の具体的内容などにつきましては先ほどご説明したとおりでございます。

次に、現場対応につきましては、現場に到着いたしました警察官に状況説明をするとともに騒然な状況の抑制を依頼いたしました。

次に、報告は誰から誰に、消防長や管理者にはいつでございますが、本救急活動時に隊員が第三者に頭部付近を殴打される事故が発生いたしましたことから、危機管理対応マニュアルにより、それぞれの出動した隊の隊長より副当直司令へ遅滞なく報告が入り、副当直司令より吉川署署長、南分署分署長、総務課長職事務取扱をしておりました消防本部次長及び消防長へと報告がありました。同日の朝に、警防課長、消防本部次長及び消防長が消防本部に集まり、被害を受けた職員と加害者の男性の行動を抑制しました職員から救急活動並びに救急支援活動の詳細を確認いたしまして、消防長より管理者へ事故の詳細を報告したものでございます。

次に、被害者の障害の程度、診断内容についてでございますが、診断内容につきましては、全治2週間の内容でございます。また、その後の勤務状況についてでございますが、12月31日から年末年始の休日を4日間及び有給休暇を6日間とり、合計10日間の休暇を取得後、通常業務に服しております。

続きまして、3番目の告訴に至る経過と状況についてのうち、消防組合の組織としての取り組みや扱い及び管理者や消防長の判断はについてでございますが、消防長より管理者に30日の朝、救急活動中に職員が頭部に被害を受けた事故の報告をいたしました。あわせまして、消防本部組織で対応することが必要であるものと消防長が判断いたしまして、指揮監督権下にある当消防組合職員が頭部付近に殴打された事実がありましたことから、事実を証するため、被害を受けた職員の診断書を取り、消防本部次長並びに支援隊隊長として出動していた職員の3名で吉川警察署に出向きまして、職員の被害を診断書を添えて届け出をしたところでございます。

次に、吉川警察署への告訴の状況でございますが、当消防組合では、刑事処罰を求める告訴ではなく、捜査機関に対する犯罪事実の申告をするための被害届を提出したものでございます。また、事情聴取の報告内容と組織内での報告などその扱いにつきましては、被害を受けた経緯並びに状況を、被害の届け出をした日と後日を含め2回にわたりまして、出動した全職員が事件の内容を警察官に説明をいたしまして、逐次同行した消防本部次長より消防長に消防本部組織内で報告を受けて

いたものでございます。

続きまして、4番目の告訴取り下げの指示についてのうち、理由、時期などにつきましては、翌平成25年1月に暴行を受けた男性より被害者並びに消防本部に対しまして謝罪したい旨の申し出が消防長にあり、その内容を被害を受けた職員に伝えたところ、謝罪を受け入れたいとのことでありました。そして、1月15日に加害者が当消防組合消防本部に謝罪に訪れ、被害を受けた職員と加害者が直接接見しないほうがよいものと判断いたしまして、被害を受けた職員の示談に関する一切の権限の委任を受けた消防本部次長が加害者と接見し、被害を受けた職員に治療費及び慰謝料等を支払うことで示談書を取り交わしたものでございます。また、同日に被害を受けた職員及び消防本部次長が吉川警察署に出向きまして、被害届を取り下げたものでございます。ご説明いたしましたとおり、取り下げを指示した事実はございません。

続きまして、5点目の管理者と加害者との関係についてでございますが、管理者とは市内在住の一市民との関係でございます。また、加害者はどういう立場、職業かについてでございますが、公開の場であります普通地方公共団体の議会の場でございますことから、地方自治法第132条の規定に準拠いたしまして、加害者のプライバシーその他の権利、利益を保護するため、お答えできません。

次に、今後の救急消防活動の参考、教訓として全員に伝え、検証すべき事例ではないかでございますが、本救急活動並びに救急支援活動におきましても、通常の活動並びに事故発生時と同様に、救急業務に関する規程、救急支援活動実施要綱、危機管理対応など内規に規定されておりますとおり、速やかに他機関への要請並びに報告に当たっております。安全で迅速な救急活動と救命効果の高い救急活動を行える環境を構築し、現場における二次災害の防止がなされておりました。活動上におきましては適正に運用されており、事故後の報告におきましても遅滞なく適正な報告がされておりますことから、改めまして活動上の検証や教訓の周知などはしておりません。

続きまして、6番目のひどい隠蔽工作ではないかのうち、隠蔽の認識、守秘義務の対象か、現場職員のやる気をそぐ命令であり、隠蔽工作は許されない行為と考えるが、見解をについてでございますが、隠蔽工作をする行為自体は非常に許されない行為と認識しているものでございます。本件の職員の頭部付近を殴打されたことにつきましては、警察署に被害届を提出しているものであり、隠蔽工作には当たらないものと考えております。また、公務員倫理の確立と綱紀保持の徹底を図るため、地方公務員法に基づく懲戒処分等を行った場合には、公表基準に基づき公表をしているところでございます。本件につきましては、現在のところ刑事事件の事案ではございませんし、また加害者と被害者との間で示談が成立しておりますことから、特段に公表を要する事案ではございません。

また、消防長職を含め指揮監督権下にある当消防組合職員は地方公務員の一般職でございます。地方公務員法等の法令、内規でございますが、服務規程により、傷病者または関係者などの第三者の情

報につきましては機密事項の守秘義務の対象に該当されますので、当然のことながら、法令を遵守し、守秘及び保持をしているものでございまして、隠蔽の認識はございません。また、今までご説明したとおり、命令をした事実もございません。

今後におきましても、消防、救急及び救助業務の執行体制の確立を図るとともに、いかなる事案が発生いたしたとしても、各種活動業務運営に万全を期せる連携、連絡体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○堀越利雄議長 ただいまの答弁に対し、再質問はありませんか。

伊藤議員。

○6番 伊藤正勝議員 いや、恐れ入ったというか、大変残念で、これでは現場で対応している消防や救命の職員は浮かばれないなど。本当に、こういう管理者、こういう消防長、管理者は、組織として、暴行事件があつて傷害を受けた、これは許せないという気持ちで警察に被害届を出したと、私はそういうふうに素直に受けとめておりますけれども、何かまるで、何かただ連絡に行ったような、そんなふうに聞こえましたけれども、暴行という、公務を現場で進めているさなかにまさに暴行を受けたと、これは犯罪です。現行犯だ、本当ならば。逮捕権があるなら、直ちに現行犯です。何でそんな腰を引いた答弁、対応が必要なのですか。

2週間のけがを負っている、頭を殴られる、腹を殴られ、だから翌日、組織として警察に届け出ようと、次長と隊長と被害者と行って届けてきたのです。そして、それをやむを得ないと管理者は思ったから、容認をしたのでしょうか。そうしたら、いろんな状況の中で、これは余り表に出さない方がいいぞというような働きかけが、何らかのことがあったのだらうと。管理者が言わなくて、消防長が、では指示をしたのですか。消防の次長が判断をして取り下げたのですか。告訴をして取り下げるといふ、この背景の今の説明が、こういうことが隠蔽というのです。

酒井消防長、あなたの答弁もまさに隠蔽的な答弁だ、はっきり言うと。消防の149人の皆さんがしっかり聞いている。現場で10人以上の人たちと意見を交わし、救急救命士に何回も向き合つて、説明も求めてきました。私は現場主義であります。どれだけ使命感を持って懸命にやっているか、いい好青年、そしてしっかりと背筋を伸ばした連中が大勢いるなど、こういう連中に、今みたいな答弁でどうやって管理、指導ができるのですか。

消防組織法も消防法も少し眺めてみました。消防は、消防長は管理者によって任命される、消防官は上司の命令に従わなければならない。消防長はそのトップです。上司の命令に従わなければだめなのです。単なる話を聞くという程度ではなくて、ある種の強制力を持った形で消防は実務を日常こなさなければならない、そういう職務であります。そういうことが法令的にも、あるいはこういう、救急や消防の実務の本の中にもそういうことが明確に書いてあります。それだけに、管理者や消防の長たる者がどういう姿勢で臨まなければいかぬのかと。

私が話をちょっと聞かせてもらおうとしたって、箆口令に近いある種の妨害工作が行われて、みんながびびっている。好青年たちが、好人物のいい男たちがびびっているし、管理職は上から、簡単な、話すときは許可を得て話せと、特に酒井さんがそういう指示をしているようで。前の日に、事実関係が全部ある程度掌握はしたなという段階の中で話を聞こうとしたら、ありもしないことをいろいろ調査するなんていうことは、これは人権侵害、特別公務員としておかしいぞと、出ていってくださいと、そのぐらいのことまで言われたりもしましたけれども、それほど隠蔽しなければならぬ体質が広がっている。みんながびびっているのです。びびらないで答えられている人がおりますか。

ここで、この質問書にも出しておきました。先ほどは申し上げなかったのですが、こういう隠蔽工作が現場の職員のやる気をそぐ、許せない行為だと。管理者、消防長だけではなくて、この際、副管理者にも聞いておきたい。

そして、署長、とりわけ吉川の署長は当時の次長、真ん中に入って、いわゆる示談か何か知らないけれども、取り消し作業にも当たらざるを得なかった。その署長の見解も聞いておきたい。

次長、総務、警防、予防、それぞれの責任者が出ていると思います。それぞれが中堅の幹部であって、消防職員あるいは市民に対して責務を負っているとは私は受けとめています。そういう立場で、皆さんはどういうふうを考えるか。管理者と消防長の話はわかりました。別途、今申し上げたそれぞれの立場の責任者、市民と、そして一緒に懸命に取り組んでいる仲間に向かって、責任ある先輩としての言葉を聞かせてもらいたい。よろしくお願いします。

○堀越利雄議長 ただいまの再質問に対しまして答弁を求めます。

酒井消防長。

○酒井 誠消防長 お答え申し上げます。

まず、犯罪かどうかという話が出ましたけれども、犯罪かどうかは私どもで決めることでございませぬので、それは捜査機関が決めるということでございませぬ。先ほど被害届のお話をしましたけれども、まず捜査機関に私たちは犯罪の事実を申告してきたと、その後、もし警察が犯罪と立証するならば、示談に関係なく捜査をしていたのではないかと考えております。現在も捜査がされていないということは、おわかりのことと思いますけれども、誤解のないようによろしく申し上げます。

それから、示談のお話でございませぬが、示談につきましては、当事者間が当然話し合いによって決めるわけでございませぬ、私どもが命令したり、指示したりして示談することはございませぬ。ですから、加害者と被害者との間でお話し合いによって成立しているというのが示談でございませぬ。誤解のないようお願いしたいと思います。

それから、伊藤議員が消防署に参りまして、職員にいろいろ聞くということがあったようでございませぬので、職員は勤務にいそしんでいる中、勝手に入ってきてまして、いろいろと聞くので、公務に支障が出るということでございませぬので、私のほうで一括してお答えしますので、職員には

行かないほうがいいよという話をしただけでございまして、箝口令というのではございません。

以上でございます。

○堀越利雄議長 ただいまの答弁に対しまして、再質問はありませんか。

伊藤議員。

○6番 伊藤正勝議員 全く消防長としてふさわしくないなと改めて思いましたけれども、犯罪なのですよ、暴力行為というのは。

あした、日本の民間鉄道、JRを含めた民間鉄道が一斉にポスターを出します。民間で760件の暴行事件が去年あったと。暴力は犯罪であると、ポスターのタイトルは、暴力は犯罪である。刑法も、市民生活に危険を及ぼす行為というのは取り締まらなければならないと、つまり犯罪であるということで成り立っているわけで、それを矮小化して、救急現場の懸命に取り組んで、そしてこんなことをやられたらたまらぬなと思って話をしている。それがどこにも伝わらないで、闇の中に取り消されて、しかも一回告訴したものが途中で消えて……

〔「告訴じゃない、届けですね」と言う人あり〕

○6番 伊藤正勝議員 告訴か被害届なんて、そんなことをまた、こんなもの大したことないと、一生懸命受けとめて。

では、あなたに聞きたい。市長、管理者に聞きたいのは、あなたが指示をしない限り、こういうこと起こり得ません。加害者から申し入れがあって、加害者から誰にどういう申し入れがあったのですか。そして、その中で市長はどういう役割を果たしたのか、管理者は。

そして、管理者は、この加害者はどういう人物なのだと。私がこれまでの取材、調査で確認をしているところでは、極めて深い、市長の交友関係、利害関係、政治的関係、いろんなものが全部連なり合う、そういう人脈の中に座っている加害者であるというふうに認識をしています。これなら市長が指示をするのもやむを得ないなと私は思っていますけれども、市長、いかがですか。あなた、何か、本当に大したことなくて、俺は何も知らないよと、加害者と被害者と。消防は、上意下達で、上司の命令に従わなければならない、そういう組織運営を常々やっていて、教育もそういう形で施されている中でどうして上司に逆らえるか。上司は、全体の流れ、状況というものをつかんで、状況や、加害者だけではなくて被害者の心情、組織内の統率、管理監督、これからいろんなことを考えて対応すべき立場、そしてこれはそういう事件だと思えます。

副管理者、署長、とりわけ吉川署長は当時の次長であります。各課長も含めて、先ほど見解をと質問いたしました。ぜひ答弁をいただきたい。まず、副管理者の松伏の町長、きょう初めて聞かれたのか、こういう事実は掌握をされていたのか、今聞いていてどんな感想なのか、そのことを一方の当事者としてまず伺っておきます。

○堀越利雄議長 ただいまの再質問に対しまして答弁を求めます。

戸張管理者。

○戸張胤茂管理者 伊藤議員から、臆測で物事を決めつけた発言があったように私は感じました。非常に、それにつきましては、臆測で、過日の伊藤議員が出された市民に対する印刷物とか、あとただいまの発言につきましても、非常に事実と異なった部分がございますので、ぜひひとつ真実をお話をいただければと思っております。

まず、当日の、先ほどもご答弁申し上げましたけれども、30日の朝、電話にて消防長から私のほうに連絡がございました。その中で、加害者といえますか、現場にいた方が相当酒に酔っている状態で、少し現場到着が、通報の聞き取りが、非常に聞きにくい言葉だったということで、場所の特定が、何十秒あるいは1分前後時間がかかったのかなと、やりとりの時間が。それで、恐らくその現場で救急要請した方は若干憤慨していたのかなと、そういう気持ちの中で、現場に救急隊が到着して、酔っていた経緯もあって、恐らくそういう事態が発生したのかなと、そういうことをお聞きしました。

しかし、隊員がその加害者と言われる方から頭部を殴打されたという事実もお聞きしましたので、けがをしているかどうか、その辺は、やはり医療機関に行って、そして診察をしたほうがいいだろうと、そういうことで、私は、私から医者に行くようにそのときにはお話をしました、消防長に。その後、当然その現場に警察官も来ていたというふうなお話でございますので、その事実を、診断書が出たのであれば、それをもって当然、警察にもその被害の事実をやはり伝えておくべきだと、そういうことでお話しした経緯がございます。隠蔽どころではなく、私は、積極的にそういう形で、消防署の職員が被害を受けたことについてはきちっと対応するべきだということでそのときにお話をしました。

当然、私は常勤ではございませんので、報告があったときには、もし指示を仰がれればそのときの指示はしますけれども、救急要請があって、その状況が発生したことはお聞きし、またただいま申し上げたようなことがありましたけれども、その後の経緯につきましては、事後報告ではお聞きしましたけれども、決してこの問題を隠蔽したり、あるいは警察の被害届を取り下げとか、そういう指示は一切する必要がございませんので、私はしてはおりません。ぜひひとつ、事実を伊藤議員も今後発言の中でお願いをできればと思っております。

以上です。

○堀越利雄議長 会田副管理者。

○会田重雄副管理者 今回の事案については、消防職員も地方公務員であります。地方公務員は、公共の福祉のために専念する必要があります。今回の事案につきましては、現場に出向いた隊員並びに事後の事務処理に当たった職員並びに組織として適切な対応であったと思っております。

以上であります。

○堀越利雄議長 酒井消防長。

○酒井 誠消防長 お答え申し上げます。

先ほど伊藤議員のほうからは、加害者がどのような形で謝罪に訪れたかという話をされてしまったので、申し上げますけれども、先ほどこれは申し上げたのですけれども、25年1月に暴行を加えた男性より被害者並びに消防本部に対しまして謝罪したい旨の申し出が消防長にありました。その内容を被害を受けた職員に伝えたところ、謝罪を受け入れたいということでありましたので、謝罪を受け入れたと、そして示談のほうに職員のほうも傾いていたので、職員が示談にしたいということでございますので、決して命令、指示で示談に動いたという事実はございません。

以上でございます。

○堀越利雄議長 伊藤議員に申し上げます。

議会議事規則の申し合わせ事項で、60分の制限時間に達しておりますので……

〔達していないよ。そんな時間の違う時計をやっているのかい〕

と言う人あり〕

○堀越利雄議長 では、伊藤議員。

○6番 伊藤正勝議員 いやいや、あきれてしまった、副管理者も含めて。これでは助からないし、これは徹底してやらないかぬなど。百条調査委員会的なものを議員の皆さんには要請をしてやりたいと思っていますし、消防長、1つだけ、時間内に。要するに、告訴をして、告訴を取り下げたのはいつなのだと、それから示談の申し入れがあったのはいつなのだと、和解が成立したのはいつなのだと、この3点だけ、ちょっとしっかり答えてくれ。日にちを。

○堀越利雄議長 酒井消防長。

○酒井 誠消防長 それでは、繰り返します。

1月15日に加害者が消防組合に謝罪に訪れ、被害を受けた職員と加害者が直接接見しないほうがよいものと判断いたしまして、被害を受けた職員の示談に関する一切の権限の委任を受けた消防本部次長が加害者と接見し、被害を受けた職員に治療費及び慰謝料等を支払うことで示談書を取り交わしたものでございます。その足で、その当日、被害を受けた職員及び消防本部次長が吉川警察署に出向きまして、被害届を取り下げました。

以上でございます。

○堀越利雄議長 以上をもちまして、伊藤議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時49分

○堀越利雄議長 再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

日程第7、一般質問通告第2号、小林昭子議員の質問を許可します。

小林昭子議員。

○4番 小林昭子議員 4番、小林昭子です。一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回、3点ほど質問をさせていただきます。1点目、消防団の出動についてという項目ですが、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の公布及び施行について」ということで、平成25年の12月13日に各自治体に消防庁の次長から通達が来ております。それを受けて、当消防議会でも取り組みが進められております。今回、この中で、消防団の出動、業務についてという観点から1点お願いいたします。

出動及び主要な業務というのは、消防団の業務というのは、火災の警戒や鎮圧、防災の防御、被害の軽減の活動などあります。さらに、近年におきましては、地域住民の支援、啓発など業務範囲の拡大、これが傾向にあると言われております。こういう中で、消防団の出動件数に当たる研修、訓練など、これも当議会ではどのように、吉松消防でもどのように変化してきているのかということをお伺いしたいと思います。5年前、10年前と比較して、現在に至る数字あるいはその内容、動向はどうなっているのでしょうか。

2点目として、報酬、出動手当などの地方交付税の算入額、これも同時に国のほうから支援法として出されておりますが、吉川松伏消防組合では、報酬については国の一定の基準からかなり高く設定されているということが前回の議会でも報告されております。ただ、出動については国基準より、国基準が、あくまでも基準ということでありまして、7,000円に比較しまして2,000円ということで低くなっております。国の基準というものも今回出されたということでありまして、この違いといいますか、そういうものについて市の考え方をお伺いしたいと思います。

また、指摘されておりますように、近年におきましては、さまざま業務が拡大するということが指摘されております。そしてまた、今も台風が大変緊張する状況にありますけれども、これからの災害等は予断を許さないといいますか、今まで、かつてなくという言葉がよく使われます。そういうふうなことを見ましても、一回一回の出動についても、これも大変重要視をされるということで、国のほうも7,000円という金額を出していると思うのですが、吉松消防組合のほうでは、この出動についての今後の報酬の考え方、方向性というものはどうなっていくのか、この点についてお考えを聞きたいと思っております。

2点目として、吉川、松伏地域の重点的課題、訓練についてで、関連してでございます。吉川市が平成25年度、昨年、吉川市民意識調査というものを行いました。この市民意識調査の報告では、吉川市の住み心地のよさを感じる点として、前回の市民意識調査に続いて第1位が災害の少なさ、これが挙げられております。そして、前回よりも3.6ポイント増加して、82.2%の市民の方が災害

の少なさを挙げております。こういう中で、全国的に見ますと災害が多い地形の自治体もあると思います。

東日本大震災後、ますます消防職、団員の重要性、活動の安全について関心が高まっております。平成25年第1回消防組合議会定例会でも7点の行政報告がされており、当組合での対応も取り組まれております。こういう中で、今申し上げましたように、特に全国的には、自然の地形条件により、海あり、山ありということで、土砂災害を受ける地形とかさまざまあると思うのですが、この吉川、松伏の地域では、災害の少なさというものが取り上げられているように、地形的には大変恵まれているのではないかと思います。その分、ここに力をということが明確にならないかわりに、重点的な課題、訓練というものもさらに一層考えて行っていく、そして恵まれている分、さらにきめ細かく対応ができる、すぐれた部分ができるのではないかと思いますけれども、その点についてお考えをよろしくお願いいたします。

3点目として、災害弱者への支援ということでございます。災害弱者への支援の取り組みについて、日常的なかかわりを継続させることが大事と考えております。市内の施設、学校、幼稚園、保育所、障害者施設、高齢者施設への避難訓練の現状は現在どうなっておりますでしょうか。

そしてまた、定期的なものが行われているとしましたら、定期的な避難訓練のほか、どういう活動を行っているのかをお聞きしたいと思います。ほかの職種によっては、職員の福祉施設研修などを位置づけているところもあります。私が知っているところでは、学校の教職員とか、そういうところがありますけれども、一定期間働いた職員が施設に行って、一定時間をともに研修で過ごすということの内容であると思いますが、こういうことによってより具体的に災害時弱者支援に生かすことができるのではないかと思います。ボランティアという形で行っている方もあると思うのですが、ボランティアということになりますと、また大変な仕事の中、負担も大きくなるのではないかと思いますので、ボランティアというよりも、研修などの一つに検討していただければ大変いいのではないかと思います。

高齢者にいたしましても、地震が起こったときにどういうふうな行動をとるのか、どういう心持ちになるのか、そういうものを見ることによって、この先さまざま災害が起きる、そして万が一、避難所、こういうものも設けなければならない、そういうときもあるかもしれません。そのときに、非常に、こういうことを研修で経験することによって、身につけることによって私は充実を図ることができるのではないかと、このように思いますので、提案をさせていただいて、ご意見も伺いたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○堀越利雄議長 4番、小林昭子議員の一般質問に対しまして答弁を求めます。

伊藤嘉則警防課長。

○伊藤嘉則警防課長 小林議員のご質問に順次お答えをいたします。

初めに、1点目の消防団の出動についてのうち、1番目の消防団の出動件数に当たる訓練、研修

などの回数は、5年前、10年前と比較して現在に至る動向はについてでございますが、消防団の訓練、研修につきましては、平成25年度実績で申し上げますと、吉川市消防団では訓練、研修延べ54回、松伏町消防団で訓練、研修延べ45回ございました。さらに、松伏町消防団においては、今年1月より第28回埼玉県消防操法大会に向けての訓練を毎週2回実施しております。

訓練や研修につきましては、消防団年間行事計画に基づき実施しておりまして、消防本部で実施する訓練や研修の主なものを申し上げますと、入団3年未満の消防団員を対象として基礎教育訓練、消防団5年以上の消防団員を対象として、ポンプ運用、資機材取り扱いや救出、救護訓練を実施する消防団員講習や全消防団員を対象とした普通救命講習などを実施しております。また、消防団全体行事として特別点検や消防操法大会を実施しております。埼玉県消防学校で行われる訓練、研修につきましては、基礎教育訓練、消防団幹部科研修、住宅用火災警報器設置指導員講習会や女性消防団員講習会などを実施しておりまして、年間34名程度の団員が参加しております。また、近年では、自治会や自主防災組織で実施される消防訓練に地元分団が参加し、訓練指導の補助を行い、地域との連携を図っております。

過去5年、10年と比較いたしますと、訓練につきましては、生業をお持ちの消防団員の訓練につきましては土日に集中せざるを得ないことから、実施回数に大きな変化はございませんが、訓練の内容についてはより高度化、専門化しております。一例を申し上げますと、災害を想定した救出、救護訓練や応急手当訓練、消火栓などが使用不能になった場合の自然水利を利用した遠距離送水訓練などを実施するに至っております。また、研修につきましては、研修項目や受講対象者が細分化されたことにより、消防団員の職責に見合った内容の訓練、研修が実施されているところでございます。

次に、2番目の報酬、出動手当等の地方交付税算入額に対し、吉川松伏消防組合では報酬については高く設定されていますが、出動については国基準よりかなり低くなってはおりますが、市の考え方についてでございますが、報酬などの消防団員手当につきましては、吉川松伏消防組合消防団員の定員、任免、給与、服務規定に関する条例におきましてその支給額が規定されており、平成16年4月より吉川市消防団、松伏町消防団の支給金額を統一し、現在に至っているものでございます。報酬につきましては、全ての階級において地方交付税単価を上回っておりまして、地域の実情によって報酬額は異なるものでございますが、埼玉県内の消防団と比較いたしましても、報酬額は平均値となっております。

また、出動手当につきましては、費用弁償といたしまして支給額を規定しているものでございます。地方交付税単価では1回の出動当たり7,000円となっておりますので、これと比較いたしますと下回っている状況でございます。県内の消防団員におきましては、出動手当の支給形態は、1回の出動に対して支給しているものと年額幾らと支給額を定めているところがございますが、支給形態がそれぞれ異なっております。1回の出動手当につきましては、高いところで3,500円、低いと

ころでは1,000円となっております。新たに配備する必要性がある資機材が多数ございますことから、多額な経費が必要になることが見込まれます。資機材の配備を計画的に実施するとともに、構成市町の財政状況を鑑みながら、報酬及び費用弁償については引き続き検討してまいります。

2点目の吉川、松伏地域の重点的課題、訓練についてでございますが、東日本大震災の発生を受け、日本各地における地震想定が見直される中で、首都直下型地震などの大規模地震発生の切迫性について関心が高まっております。また、昨年9月には、松伏町におきまして竜巻災害による被害が発生してございます。当消防組合の課題といたしましては、地震などの大規模災害、台風や大雨による水害、木造住宅密集地域での火災の危険などが課題であると認識しております。

このため、当消防組合では、災害が発生した場合の初期対応策を中心に、消防計画や警防規程の見直し、受援計画の策定、消防資機材の増強、管内事業所と燃料や食料確保の協定締結などの対策を行ってまいりました。また、消防署におきましては、火災防御困難地域の防火安全策として、災害による被害を軽減することを目的として、自治会などの協力を得ながら住宅密集地や狭隘地区の防災対策について検討を進めております。大規模災害が発生した場合の災害対応は、人員、施設、車両、資機材及び水利等の消防力を早期に確保し、関係機関との連携により体制を確立することが重要であると認識しておりますので、今後におきましても、当消防組合の体制整備のみならず、自助、共助を推進していくために、市町民の理解と協力を得ながら、防災についての教育訓練を充実し、消防団、自主防災組織、事業所など地域が一体となって災害対応力を高めていくことが重要であると考えております。

次に、3点目の災害弱者への支援の取り組みについてお答えいたします。初めに、避難訓練の現状についてでございますが、まず消防訓練には、実際に119番へ通報する通報訓練、避難誘導に従って屋外へ避難する避難訓練、消火器などを使用する消火訓練がございます。このような訓練は、消防法に基づき、防火対象物の種類により回数、内容などが決まっております。不特定多数の人が使用する施設や病院、保育所、幼稚園、障害者施設、高齢者施設など、避難に支障を来すおそれのある特定防火対象物では年に2回以上、共同住宅や小中学校、高等学校などの非特定防火対象物では定期的に訓練を行わなければならないとされております。このような訓練は、実施する施設などの要請を受け、職員を派遣し、指導を行っております。平成25年中には、159件の訓練に職員を派遣いたしました。その中で、ご質問の施設や学校、幼稚園、保育所、障害者施設などへの派遣は65件となっております。

続きまして、研修を通じて施設などに関係する方々とのかかわりを持つことで具体的支援の構築がなされるのとはについてでございますが、消防組合におきましても、高齢者施設などにおられる方々や保育所などに通う乳幼児など、災害弱者と言われる方々が災害時に被害を受けることのないよう支援をしていくことはとても重要であると考えております。同時に、研修を通じて習得する知識や技術は貴重なものと考えております。

職員の研修につきましては、研修計画を作成し、その中の一部として、職員の知識や技術の向上を目的に病院などに派遣している状況でございます。そこでさまざまな方々とかかわりを持ち、養った知識と経験を業務で生かし、また所属内におきましてもフィードバックを行い、職員全体の資質の向上に努めております。また、先ほど申し上げましたように、訓練には、実施施設の要請を受け、職員を派遣しまして、通報訓練や避難訓練、消火訓練などの様子を確認し、災害時にスムーズな対応を図ることができるよう指導を実施しております。

ご質問にありました福祉施設での研修でございますが、支援の方法などを具体的に構築する上で有意義と考えておりますが、研修時における管内の消防業務体制を維持しながら、さらに研修をふやすことが難しい状況でございます。研修内容の充実や、今後とも消防訓練などへ積極的に職員を派遣し、さまざまな立場の方々とかかわりを持つことで相手の立場に立った支援を行うことができるよう、また関係機関との連携を図ることにより災害時に被害を受けることのないよう、各施設などへの支援を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○堀越利雄議長 ただいまの答弁に対し、再質問はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○堀越利雄議長 以上で一般質問を終了いたします。



◎第10号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○堀越利雄議長 日程第8、第10号議案 吉川松伏消防組合において制定すべき条例のうち吉川市条例を準用する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

戸張管理者。

○戸張胤茂管理者 それでは、第10号議案 吉川松伏消防組合において制定すべき条例のうち吉川市条例を準用する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案につきましては、準用する吉川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴い、吉川松伏消防組合において制定すべき条例のうち吉川市条例を準用する条例において引用している文言の整理を行う必要があるため、吉川松伏消防組合において制定すべき条例のうち吉川市条例を準用する条例の一部を改正させていただくものでございます。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○堀越利雄議長 第10号議案につきましては、平成26年7月2日をもって通告を締め切りましたが、通告がありませんでした。

質疑を打ち切り、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○堀越利雄議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、本案を採決いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○堀越利雄議長 ご異議ないものと認め、これより採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○堀越利雄議長 挙手全員であります。

よって、第10号議案 吉川松伏消防組合において制定すべき条例のうち吉川市条例を準用する条例の一部を改正する条例は、可決することに決しました。



◎第11号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○堀越利雄議長 日程第9、第11号議案 吉川松伏消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

戸張管理者。

○戸張胤茂管理者 第11号議案 吉川松伏消防組合火災予防条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

消防法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、改正するものでございます。

本案につきましては、平成25年8月に京都府で発生した福知山花火大会火災を踏まえ、屋外における催しの防火管理体制の構築などを図るものでございます。

なお、詳細につきましては予防課長から補足説明をいたさせます。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○堀越利雄議長 戸井田予防課長。

○戸井田 勉予防課長 吉川松伏消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

改正内容でございますが、お手元の第11号議案 吉川松伏消防組合火災予防条例の一部を改正する条例をごらんいただきたいと思います。改正後の火災予防条例第18条から22条につきましては、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しにおいて火災が発生した場合には、

初期消火が極めて重要であることから、このような催しにおいて対象火気器具等を使用する者に対して、消火器を準備した上で使用することを義務づけたものでございます。

続きまして、改正後の火災予防条例第42条の2の指定催しの指定につきましては、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者が集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件に該当するもので、火災が発生した場合に人命または財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認められるものを指定催しとし、指定するものでございます。なお、同条第1項中の消防長が別に定める要件につきましては、吉川松伏消防組合火災予防規則で定めるものでございます。

続きまして、改正後の火災予防条例第43条の3の屋外催しに係る防火管理につきましては、指定催しを主催する者は、防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に従って火災予防上必要な業務を新たに義務づけたものでございます。火災予防上必要な業務に関する計画につきましては、改正後の火災予防条例第42条の3の第1項各号及び第2項をごらんいただき、ご確認をいただきたいと存じます。

続きまして、改正後の火災予防条例第45条の火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届け出につきましては、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して、露店等を開設し、対象火気器具等を使用する場合に限り、消防機関に届け出を義務づけるものでございます。

続きまして、火災予防条例第49条の罰則につきましては、改正後の火災予防条例第42条の3の規定による火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者に対し、30万円以下の罰金を科すものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○堀越利雄議長 第11号議案につきましては、平成26年7月2日をもって通告を締め切りましたが、通告がありませんでした。

質疑を打ち切り、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○堀越利雄議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、本案を採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○堀越利雄議長 ご異議ないものと認め、これより採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○堀越利雄議長 挙手全員であります。

よって、第11号議案 吉川松伏消防組合火災予防条例の一部を改正する条例は、可決することに

決しました。



◎第12号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○堀越利雄議長 日程第10、第12号議案 財産の取得についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

戸張管理者。

○戸張胤茂管理者 第12号議案 財産の取得についてご説明をいたします。

本案につきましては、現在吉川消防署に配備し、運用している高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材の老朽化に伴い、更新整備するものでございます。

今回の購入につきましては、指名競争入札の方法により執行したものでございまして、平成26年5月24日に指名業者選定委員会において指名業者5社を選定し、6月10日に入札会を行った結果、1回目の入札で埼玉トヨタ自動車株式会社吉川店が予定価格内の3,123万3,600円で落札し、直ちに仮契約を結びました。何とぞよろしくご議決賜りますようお願いをいたします。

○堀越利雄議長 提案者の説明が終わりましたので、通告に従いまして、4番、小林昭子議員の質疑を許可いたします。

4番、小林議員。

○4番 小林昭子議員 4番、小林昭子でございます。第12号議案 財産の取得について、今市長のほうから説明がありました。老朽化に伴い、財産取得を執行するという内容でございました。

このこともちょっとお聞きしようと思ったのですが、老朽化ということでこういう財産の取得なのですが、では、この新しい車は充実強化を図るためということになっておりますが、以前の、従来の車、救急自動車に比べまして、どのように内容が新しくなっているのかな、そういうものがあれば、相違点についてお願いいたします。

そしてまた、先ほどの質問の中でも、今後、資機材、早期確保というふうなことでこういうものの充実強化が図られているということであると思うのですが、今後、同様のもので、そろそろ交代、更新といいますか、そういうものをしなくてはならない、そういうものが、今後予定しているものが、検討しているものがあるのかどうか、その辺についてもちょっとよろしく願いいたします。不足しているものです。ありましたらお願いいたします。

○堀越利雄議長 小林議員の質疑に対して答弁を求めます。

伊藤警防課長。

○伊藤嘉則警防課長 高規格救急自動車、高度救命処置用資機材についてご説明をいたします。

まず、高規格救急自動車でございますが、救急業務実施基準などの要件に適合し、多くの資機材

を確実に積載でき、救急隊員や救急救命士が行う処置を迅速かつ安全に実施することができるような活動空間を備えた車両が高規格救急自動車と言われるものでございます。主な装備といたしましては、緊急走行に対応するため、電子サイレンや赤色警告灯などの安全装備や無線装置、AVM一体型ナビゲーションシステムなどの通信装備などがございます。また、病院へ搬送する傷病者の方に負担を与えないよう、緩衝装置のついた防振架台なども装備しております。

続きまして、高度救命処置用資機材でございますが、こちらは高規格救急自動車に積載する資機材の一部でございます。主に救急救命士が行う処置に必要な資機材で、心肺停止状態の傷病者に対して電気ショックを加えます除細動器や気管挿管など、口からチューブを挿入し、気道を確保する資機材のほか、点滴、薬剤を投入する資機材などがございます。また、心電図や血圧などを一元管理してモニターすることのできる患者監視装置なども高度救命処置用資機材となっております。装備内容としましては、現在運用しております高規格救急自動車の内容とほぼ変化はございません。装置的には、今現在の一番新しいものを導入する予定でございます。

あと、ご質問がありました車両更新のことでございますが、車両年次計画というものを定めておりまして、その計画に基づいて購入を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○堀越利雄議長 ただいまの答弁に対し、再質疑はありませんか。

4番、小林議員。

○4番 小林昭子議員 ご答弁ありがとうございます。

1点だけちょっとお聞きしたいなと思ったのですけれども、ほぼ変化はないと、新しい、そういうご説明でございました。そして、さらに今後は、年次計画をつくって、それに沿ってやっているということなののですけれども、年次計画というのはもう既にできているというふうなことなのでしょうか。

それともう一点は、今回の車両というのは、大体といたしますか、何年間利用したのか。それと、年次計画によりますと、これは走行距離ということではなくて何年というふうな、そういう、どういう基準で立てているのか、ちょっとそこら辺だけお聞きをしたいと思えます。

以上です。

○堀越利雄議長 ただいまの再質疑に対して答弁を求めます。

伊藤警防課長。

○伊藤嘉則警防課長 ただいまのご質問についてご説明を申し上げます。

まず、車両更新の計画ですが、5年計画を予定してございまして、5年先までの計画をされております。また、救急車ですが、現在、距離数でいきますと18万キロ、もう過ぎておりまして、救急車を更新する計画では、10年10万キロを目安として更新計画を実施しております。

以上でございます。

○堀越利雄議長 質疑を打ち切り、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○堀越利雄議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、本案を採決いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○堀越利雄議長 ご異議ないものと認め、これより採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○堀越利雄議長 挙手全員であります。

よって、第12号議案 財産の取得については、可決することに決しました。



◎第13号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○堀越利雄議長 日程第11、第13号議案 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

戸張管理者。

○戸張胤茂管理者 第13号議案 公平委員会委員の選任についてご説明をさせていただきます。

本案につきましては、現公平委員会委員の永瀬洋子氏が平成26年7月9日をもって任期満了となることに伴い、再度選任することにつきまして議会の同意を求めるものでございます。

永瀬洋子氏は、人格が高潔で誠実な人柄であり、行政運営に関しましても高い識見をお持ちの方でございます。何とぞご同意をいただきますようお願いをいたします。

○堀越利雄議長 第13号議案につきましては、平成26年7月2日をもって通告を締め切りましたが、通告がありませんでした。

本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○堀越利雄議長 ご異議ないものと認め、これより採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○堀越利雄議長 挙手全員であります。

よって、第13号議案 公平委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決しまし

た。



◎動議の提出

〔議長、緊急動議〕という人あり〕

- 堀越利雄議長 伊藤議員。
- 6番 伊藤正勝議員 13号議案まで終了したので……
- 堀越利雄議長 伊藤議員、演台までお願いいたします。
- 6番 伊藤正勝議員 ありがとうございます。

議案の審議が終わりました。先ほど一般質問で、救急救命士に対する暴行事件についての質疑を1時間にわたって行いました。残念ながら、当事者、そのときの消防長、あるいはそのとき中に入った消防次長の見解は述べられておりません。望洋として事実関係が明らかになっていない、これでは消防の職員の皆さんはもちろんのこと、市民も納得をしないと思います。

したがって、法律に基づく地方議会に認められている百条調査委員会を設けるべきだと考えておりまして、その是非を含めて議員団による検討をこの後引き続き行っていただくように、この場をかりて申し上げ、提案をさせていただきます。どうぞ、取り扱いと今後の推進についてよろしくお取り計らいをいただきたいということであります。

- 堀越利雄議長 議会会議規則第15条の規定により、2人以上の賛成者がなければ議題とすることができないことから、当該動議成立に賛成の議員の挙手を……

〔休憩をお願いします〕という人あり〕

- 堀越利雄議長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時44分

- 堀越利雄議長 休憩前に引き続き、会議を続行いたします。

ただいま伊藤議員より、平成24年12月30日の暴行事件に関し百条委員会の設置に関する動議が提出されました。

議会会議規則第15条の規定により、2人以上の賛成者がなければ議題とすることができないことから、当該動議成立に賛成の議員の挙手を求めます。

当該動議に賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○堀越利雄議長 挙手1人であります。

〔「2人だよ」「提案議員のほかに2名になっております」と言う人あり〕

○堀越利雄議長 提案議員のほかに挙手は1人であります。

よって、本動議は議題としないことに決しました。



◎閉会の宣告

○堀越利雄議長 以上で、本定例会の日程は全て終了しました。

これをもちまして、平成26年第2回吉川松伏消防組合議会定例会を散会いたします。

閉会 午前11時46分